

令和5年5月8日

保護者等の皆様へ

福岡県立小倉商業高等学校長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う対応について

平素から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省から「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」がありました。これにより、今後の対応を下記のとおりとしますので、よろしく申し上げます。

記

1 生徒の新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とします（無症状の感染者の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで）。出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

2 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日（月）以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなることとなります。同居家族が感染した場合や、学校で感染症の患者と感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、感染が確認されていない者については、出席停止の対象とはなりません。

3 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合

上記のような普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず自宅で休養してください。ただし、出席停止の対象とはなりません。

4 感染に関して不安がある場合

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、感染に不安がある場合は、学校にご相談ください。